

川越市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月28日

川越市教育委員会 教育長 新保正俊

川越市教育委員会規則第12号

川越市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

川越市教育委員会公印規則（昭和 5 4 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「調整者」を「調整等」に改め、同条第 1 項中「及び改刻」を「、改刻及び廃止」に、「教育総務課長」を「教育長」に改め、同条第 2 項中「教育総務課長」を「教育長」に、「及び改刻」を「、改刻及び廃止」に改める。

第 5 条の見出し中「引継ぎ、保存、廃棄」を「引継ぎ等」に改め、同条第 1 項中「管理者」を「公印を管理する者(以下「管理者」という。）」に、「改刻」を「改刻し、」に改め、同条第 2 項ただし書き中「又は焼却の方法によりこれを廃棄することができる」を「その他の適切な方法によりこれを処分することができる」に改める。

第 7 条の見出し中「新調、改刻、廃止」を「新調等」に改め、同条中「公印を」を「管理者は、公印を」に、「教育総務課長」を「教育長」に改める。

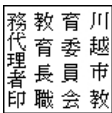
第 1 0 条の見出し中「管理者」を「管理者等」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 3 条第 5 項中「教育総務課長」を「教育長」に改める。

第 1 4 条第 3 項中「焼却しなければならない」を「適正な方法により処分しなければならない」に改める。

別表川越市教育委員会教育長印の項中「同上」を「一般文書用」に、「教育総務課長」を「同上」に改め、同表中

「

同上	方 1 8		電子計算組織に係る 一般文書用	同上
----	-------	---	--------------------	----

」

を

「

同上	方 1 8	川越市教育委員会 教育長職務代理者印	電子計算組織に係る 一般文書用	同上
川越市教育委員会 副教育長印	方 1 8	川越市教育委員会 副教育長印	一般文書用	同上

」

に改める。

様式第 2 号中、様式第 3 号中、様式第 5 号中及び様式第 6 号中「」を削る。

様式第 5 号中教育総務課使用欄を削除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。